

東京圏*の大学生対象

地方へ就職・移住する大学生を応援します！

地方就職学生支援事業補助金

交通費
支援！

東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みの大学生(院生、短大生は除く)に対し、秋田県内の企業に就職し、本市に移住する場合に、就職活動にかかった交通費の一部を助成します。

東京圏*とは・・・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（一部条件不利地域を除く）

秋田県内の企業に就職し、本市に移住する方対象！！

交通費助成額

最大

17,220円

助成します！

(交付回数は1回限り)



裏面もご参照ください



【お問い合わせ先】

湯沢市ふるさと未来創造部 まちづくり協働課未来づくり推進班

電話：0183-56-8386 / e-mail: mirai-gr@city.yuzawa.lg.jp

【湯沢市地方就職学生支援事業補助金】

I. 支援対象者

- ◆ 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏*内のキャンパスに原則として4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みである。(院生、短大生除く)
- ◆ 大学の卒業年度において、東京圏*内に継続して在住している。
- ◆ 申請時において、勤務地が秋田県内に所在する企業に就職することが内定している。
- ◆ 大学卒業後、内定企業に就職し、本市に移住する意思を有している。 など

東京圏*とは・・・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（一部条件不利地域を除く）

II. 対象経費

卒業年度の6月1日以降に実施される秋田県内の企業の就職活動（選考面接）に係る往復交通費

III. 交付金額

対象経費の総額の1/2で上限17,220円

※ 交付回数は1回限り

IV. 申請受付

令和6年10月1日以降の正式な内定後、令和7年2月14日(金)まで申請してください。

V. 申請に必要な書類等

- ・ 交付申請書兼実績報告書(様式第3号)
- ・ 申請者本人確認書類
- ・ 大学の在学証明書(原本)
- ・ 就業を予定している企業からの内定証明書(様式第4号)
- ・ 内定先企業の選考に係る往復交通費の領収書等の写し
- ・ 住民票の写し、又は大学の卒業年度において継続して東京圏内に居住していることがわかる書類
- ・ 口座番号の分かるもの(通帳等)の写し
- ・ その他市長が認める書類

他にも要件がありますので、詳細は湯沢市HPをご覧ください

